

きょうとふ えんぼうしとうじゅうてん そ ち とう
京都府まん延防止等重点措置等

1 病気^{びょうき}を 広げ^{ひろ}ないための 取組^{とりく}み

(1) 人^{ひと}が集^{あつ}まることを 少^{すく}なくしてください

(2) 基本^{きほんてき}的な 病^{びょうき}気にならないことを しっかり 守^{まも}ってください

(3) 外^{がいしゅつ}出^{しゅつ}して 病^{びょうき}気になるリ^りス^すクを少^{すく}なくしてください

2 レストラン等^{れすとらんなど}の 開^あけている時^{じかん}間^{かん}を 短^{みじか}くすること

3 イベント等^{いべんと}を する時^{ねが}きの お願^{ねが}い

4 飲^{いんしょくてん}食^{しょくてん}店^{てん} < 飲^のん^ただ^たり食^たべ^たたりする店^{みせ} > 以^い外^{がい}の 建^{たてもの}物^{もの}へ 開^あけ
て^てい^いる時^{じかん}間^{かん}を 短^{みじか}くする お願^{ねが}い

が っ に ち
7 月 3 0 日

きょうとふ
京都府

1 病気を広げないための取組み

病気を広げないために8月2日から8月31日までの間、下の取組みをお願いします。
(国の法律(特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項))

1 人が集まることを少なくしてください。

国の法律(特措法第31条の6第1項)にあわせてお願いします。

・仕事はできるだけテレワーク<インターネット>を使って家などで仕事をする事

をしてください。「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にしてください。

・食べたり飲んだりするときは少ない人数で病気が広がらないように取り組んでいる

レストランに行ってください。「きょうとマナー」のルールをしっかりと守る

・人が集まる行事はすることをじゅうぶんに考えてください。

・会社やお店をしている人はバーゲンセールなどのイベントのお知らせを出さないようにしてください。

・道や公園などで多くの人が集まってお酒を飲むなど病気になるリスクが高いことはしないでください。

2 基本的な病気になる取組をしっかりとってください

国の法律(特措法第24条第9項)にあわせてお願いします。

・ワクチン接種<ワクチンの注射をすること>したことに関係なく続けてマスクをする・手を洗う・消毒などをしてください。

・少しでも身体の調子が悪いときは病院などに相談して人と会うことを少なくして外出しないでください。

・一緒に住んでいる人が新型コロナウイルスの病気になり、濃厚接触の可能性があるときは

全員が14日間家にいてください。

- ・ ^{かいしゃ} ^{なか} ^{しごと} ^{へや} ^{きゆうけい} ^{へや} ^{ふく} ^{きが} ^{へや}
 ・ 会社の中で 仕事をする 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋
 などでも ^{びょうき} ^{ひろ} ^き
 病気も 広がらないように 気をつけて ください。

^{くに} ^{ほुरりつ} ^{とくそほうだい} ^{じょう} ^{だい} ^{こうおよ} ^{とくそほうだい} ^{じょうだい} ^{こう} ^あ ^{ねが}
 国の法律 (特措法第31条の6第2項及び特措法第24条第9項に 合わせたお願い)

- ・ ^{みせ} ^あ ^{じかん} ^{みじか} ^{ねが} ^{おそ} ^{じかん} ^{みせ} ^い
 ・ 店を 開けている時間を 短くすることを お願いしています。それより 遅い時間には 店に 行か
 ないでください。

3 ^{がいしゅつ} ^{びょうき} ^り ^{すく} ^{すく} 3 外出して 病気になるリスクを 少なくしてください

^{くに} ^{ほुरりつ} ^{とくそほうだい} ^{じょうだい} ^{こう} ^{ねが}
 (国の法律 (特措法第24条第9項) にあわせた お願い)

- ・ ^{いそ} ^{ようじ} ^{がいしゅつ} ^{かぞく}
 ・ 急ぐ用事が ないときは できるだけ 外出しないください。どうしても出かけるときも 家族や
^{ともだち} ^{すく} ^{にんずう} ^い
 友達などと 少ない人数で 行ってください。

- ・ ^{いそ} ^{ようじ} ^{ほか} ^{とどうふけん} ^{かぞく} ^{ともだち} ^あ ^い ^{りょこう}
 ・ 急ぐ用事が ないときは できるだけ 他の 都道府県へ 家族や 友達に 会いに 行ったり 旅行など
 は しないで ください。

- ・ ^{とく} ^{いそ} ^{ようじ} ^{きんきゆうじたい} ^そ ^ち ^{えんぼう} ^{しとうじゅうてん} ^そ ^ち ^{たいさく} ^{ちいき}
 ・ 特に 急ぐ用事が ないときに 緊急事態措置や まん延防止等 重点措置の 対策を している地域に
^い ^{しんがた} ^{ころ} ^な ^う ^{いる} ^す ^{びょうき} ^{ひと} ^{おお} ^{ちいき} ^い
 行かないこと。 新型コロナウイルスの 病気 になっている人が 多い地域にも 行かないでくださ
 い。

- ・ ^{でんしゃ} ^{ばす} ^{なか} ^{かいわ}
 ・ 電車や バスの 中では 会話をしないで ください。

2 レストラン等の開けている時間を短くするお願い

レストランなどの店を している人は 次のように 開けている時間を 短くしてください。

国の法律（第31条の6第1項、第24条第9項）

〔お願いすること〕

① どんな店の時間が短くなるか？

・ レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るとき

は制限がありません）遊興施設※（近くに人が来てサービスをする店）で、
食品衛生法の許可がある店

※これらの店は開けている時間は短くなりません。でもお酒を出す時間は短くなります。

②いつ 2021年8月2日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

③場所・店を開けている時間・お酒をだしてもよい時間

店を開けている時間（お酒をだしてもよい時間）	
京都市（第31条の6第1項）	京都市以外（第24条第9項）
<p>・ 午前5時から 午後8時まで （お酒をだすこと（店や建物に来た人がお酒を持ち込むことを含む。以下同じ）をやめてください。）</p>	<p>・ 午前5時から 午後9時まで （お酒をだしてもよいのは午前11時から午後8時30分まで） お酒を出すために店が守らなければならないこと 条件を守った店だけ お酒を出すために店が守らなければならないこと (1) アクリル板等をおくこと（席と席の間を広くすること） (2) 手や指の消毒をしっかりと (3) 食べる時以外はマスクをしてもらうこと (4) 空気をしっかりと入れ替えること (5) 一緒に来るお客の数は1組4人まで</p>
店を開ける場合にお願いすること	

くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう
国の法律（特措法第31条の6第1項）に

あわせた お願い

・ 働いている人ができるだけ検査を受け

けるようにしてください

・ 店や建物にきた人がひとつの場所に

集まらないように案内し熱や咳などが

ある人は店や建物に入ることができ

ないようにするか建物から出てもらう

ようにする

・ 手や指の消毒ができるようにしたり

店や建物の消毒をする

・ 部屋や建物の中の空気を入れ換える

・ マスクを着けたり他の病気を防ぐた

めの方法を来る人に知らせる

・ アクリル板を置いたり人と人との間

を広くして飛沫感染< =会話や咳や

くしゃみをすると口から細かいつばや

鼻水などが飛びます。これを飛沫と言

います。ウイルスの入った飛沫が自・鼻・

喉から入って感染することが飛沫感染

です。>を防ぐ

・ カラオケはしないこと。

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
国の法律（特措法第24条第9項）に

あわせた お願い

・ 働いている人ができるだけ検査を受け

るようにしてください

・ 店や建物にきた人がひとつの場所に

集まらないように案内し熱や咳などが

ある人は店や建物に入ることができ

ないようにするか建物から出てもらう

ようにする

・ 手や指の消毒ができるようにしたり

店や建物の消毒をする

・ 部屋や建物の中の空気を入れ換える

・ マスクを着けたり他の病気を防ぐた

めの方法を来る人に知らせる

・ アクリル板を置いたり人と人との間

を広くして飛沫感染< =会話や咳や

くしゃみをすると口から細かいつばや

鼻水などが飛びます。これを飛沫と言

います。ウイルスの入った飛沫が自・鼻・

喉から入って感染することが飛沫感染

です。>を防ぐ

・ カラオケはしないこと。

・ CO2を測る機械をおくこと

・ 業種別ガイドライン< =仕事の種類に

よって決められているルール>を

しっかり守ること

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
国の法律（特措法第24条第9項）にあわ

せた お願い

・ CO2を測る機械をおくこと

・ 業種別ガイドライン< =仕事の種類によ

って決められているルール>を

しっかり守ること

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を願ひしません。

ただし お酒を出すときの店を開けている時間を短くすることは願ひします。

3 イベントなどを するときの お願い

イベントを する人などは 下のことを お願いします。

国の法律（特措法第24条第9項）

〔お願いの 内容〕

① お願いをする 地域・期間

京都府全部

2021年8月2日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

② 参加できる 人数と 建物に はいることが できる割合

・ 5,000人まで

・ 参加者が 大きな声を出さない場合：参加できる 人数の 100%以内

・ 参加者が 大きな声を出さず場合※：参加できる 人数の 50%以内

※他の グループの人との 間は 座席を 1席 空けてください。同じ

グループの人（5人まで）との 間は 座席を 空けなくてもいいです。

③ 終わる時間 午後9時まで

4 飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外の 建物へ 開けて いる時間を 短くする お願い

(I) 下の建物は 開けている時間を 短くしてください。

国の法律（特措法第24条第9項）

① お願いをする 地域と 期間

・ 京都市

・ 2021年8月2日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

② お願いをする 建物と 内容

みせ はい おお たてもの
(店が 入っている 大きな建物など)

たいしょう 対象となる みせ たてもの 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容	
		1,000㎡より ひろ い	1,000㎡まで
しょうぎょうせつ ① 商業施設	だいきぼこうりてん ひやつかてん 大規模小売店・百貨店・ しょうびんぐせんたー ショッピングセンター・ すーぱー スーパーなど	・お店を 開ける	くに ほくりつ いがい (国の法律 以外 での お願い)
ゆうぎせつ ② 遊戯施設 〈= 遊ぶところ〉	まーじゃんてん ぱちんこてん マーじゃん店・パチンコ店・ げーむせんたー ゲームセンターなど	じかん みじか 時間を 短くしま す (5時から 20時 まで)	・お店を 開ける 時間を 短くし ます (5時から 20時まで) (ただ し、生活に 必要な物を 売っ ている 店や 生活に 必要な サービスをし ているところは 含みません)
ゆうぎょうせつ ③ 遊興施設〈= 遊ぶところ〉※	こしつびでおてん らいぶほうす 個室ビデオ店・ライブハウス・ しゃてきじょう けいば ちけつとう 射的場・競馬のチケット売り 場など	せいかつ ひつよう 生活に 必要な 物を 売っている 店や 生活に 必要 なサービスを し ているところは 含みません	必要な物を 売っ ている 店や 生活に 必要な サービスをし ているところは 含 みません)
さーびす ④ サービスを 提供する店 (生活に 必要 な サービスは 含みません)	すーぱーせんとう スーパー銭湯・ ねいるさろん えすてさろん ネイルサロン・エステサロン・ りらくぜーしょん リラクゼーションなど	せいかつ ひつよう 生活に 必要 なサービスを し ているところは 含みません	必要な物を 売っ ている 店や 生活に 必要な サービスをし ているところは 含 みません)

※ 遊興施設のうち 食品衛生法の許可があるお店は 飲食店等の 取扱いによる 国の法律〈特措法第24条

だい こう あ ねが
第9項)に 合わせたお願いを する。

い べん と かんけい たてもの
(イベント関係の 建物)

たいしょう 対象となる店や たてもの 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	1,000㎡より ひろ 広い	1000㎡まで
げきじょう えいがかん ① 劇場・映画館な ど	げきじょう かんらんじょう 劇場・観覧場・ えんげいじょう えいがかん 演芸場・映画館・ ぶらねたりうむ プラネタリウム・ らいぶほうす ライブハウス など	あ じかん 開けている時間は ごご じ 午後9時までに して ください い べん と イベントを すること い がい あ 以外は 開けている 時間を 午後8時まで	くに ほくりつ いがい (国の法律 以外での お願い) あ じかん ごご 開けている時間は 午後9 時まで に してください い べん と イベントを すること い がい あ じかん 以外は 開けている時間
しゅうかい てんじせつ ② 集会・展示施設	しゅうかいじょう こうかいどう 集会場・公会堂・ てんじじょう かしがいぎしつ 展示場・貸会議室・ ぶんかかいかん たもくてき 文化会館・多目的		

	ほーる ホール	にしてください	を午後8時までにしてください
③ホテル・旅館	ほてる りょかん ひと ホテル・旅館（人の あつまる ばあい たい 集まる 場合 対し てです。とまる へや 泊まる 部屋 は せいげん 制限 しません。）		
④運動施設・遊技施設	たいいくかん すけーと 体育館・スケート じょう すいえいじょう おくない 場・水泳場・屋内 てに すじょう じゆうどう テニสนาม・柔道や けんどう 剣道をするところ・ ぼーりんぐじょう ボウリング場・ すぽーつじむ スポーツジム ほつとよが ホットヨガ・ よがすたじお ヨガスタジオ・ やきゅうじょう 野球場・ ごるふじょう りくじょう ゴルフ場・陸上 きょうぎじょう おくがい 競技場・屋外 てにすじょう ごるふ テニสนาม・ゴルフ れんしゅうじょう 練習場・ ばっていんぐ バッティング れんしゅうじょう 練習場・ てーまぱーく テーマパーク・ ゆうえんち 遊園地 など	あ じかん 開けている時間は ごごじ 午後8時までにし てください いべんと イベントをすると きは開けている じかん ごごじ 時間は午後9時ま でにしてください	くに ほうりつ いがい （国の法律 以外での ねが お願い） あ じかん 開けている時間は ごごじ 午後8時までにしてく ださい いべんと イベントをするとき は開けている時間は ごごじ 午後9時までにしてく ださい
⑤博物館 など	はくぶつかん びじゆつかん 博物館、美術館など		
⑥結婚式場	けっこんしきじょう 結婚式場	いんしょくてん の た 飲食店<=飲んだり食べたりする店>と同 じ	

- ※ イベントをするときの 参加できる 人数の ルールを しっかり 守ることを お願いします。
- ※ 業種別ガイドライン< =仕事の種類によって 決められている ルール>を しっかり 守るこ
とを お願いします。
- ※ 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること。熱や 咳などがある
人は 店や 建物に 入ることが できないようにすることを お願いします。
- ※ 飲食店<=飲んだり食べたりする店>については、レストラン等の 開けている時間を 短く
する お願い(国の法律 (第31条の6第1項) と同じ)。

(II) 下の建物は 国の法律 以外での お願いを します。

① お願いをする 地域と 期間

・ 京都市以外

・ 2021年8月2日 午前0時から 8月31日 午後12時まで

③ お願いをする 建物と 内容

(店が 入っている 大きな建物など)

対象となる 店 や 建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容
① 商業施設	大規模小売店・百貨店・ ショッピングセンター・ スーパーなど	<p>・ お店を 開ける 時間を 短くしま す (5時から 21時まで)</p> <p>(ただし、生活に 必要な物を 売っ ている 店や 生活に 必要なサービ ス を しているところは 含みません)</p>
② 遊戯施設 < = 遊ぶところ >	マーチャン店・パチンコ店・ ゲームセンターなど	
③ 遊興施設 < = 遊ぶところ >	個室ビデオ店・ライブハウス・ 射的場・競馬のチケット売り 場など	
④ サービスを 提供する店 (生活に 必要 な サービスは 含みません)	スーパー銭湯・ ネイルサロン・エステサロン・ リラクゼーションなど	

(イベント関係の 建物)

対象となる 店や 建物	店や建物の説明	お願いする 内容
① 劇場・映画館な ど	劇場・観覧場・ 演芸場・映画館・ プラネタリウム・ ライブハウス など	<p>あ 開けている時間は 午後9時までに してくだ さい</p>

<p>② 集会・展示施設</p>	<p>集会場・公会堂・ 展示場・貸会議室・ 文化会館・多目的 ホール</p>	
<p>③ ホテル・旅館</p>	<p>ホテル・旅館（人の 集まる場合に対 てです。泊まる部屋 は制限しません。）</p>	
<p>④ 運動施設・遊技 施設</p>	<p>体育館・スケート 場・水泳場・屋内 テニス場・柔道や 剣道をするところ・ ボウリング場・ スポーツジム ホットヨガ・ ヨガスタジオ・ 野球場・ ゴルフ場・陸上 競技場・屋外 テニス場・ゴルフ 練習場・ バッティング 練習場・ テーマパーク・ 遊園地 など</p>	
<p>⑤ 博物館 など</p>	<p>博物館、美術館など</p>	
<p>⑥ 結婚式場</p>	<p>結婚式場</p>	<p>飲食店＜＝飲んだり食べたりする店＞と同 じ</p>

※ イベントをするときの参加できる人数のルールをしっかりと守ることをお願いする。

※ 業種別ガイドライン＜＝仕事の種類によって決められているルール＞をしっかりと守るこ

とを ^{ねが}お願いする

※ ^{みせ}店や ^{たてもの}建物に ^き来た ^{ひと}人が ^{ひとつ}一つの ^{ばしょ}場所に ^{あつ}集まらないように ^{あんない}案内すること。^{ねつ}熱や ^{せき}咳などがある人は ^{ひと}店や ^{みせ}建物に ^{たてもの}入ることが ^{はい}できないようにすることを ^{ねが}お願いする。

※ ^{いんしょくてん}飲食店<=^の飲んだり ^た食べたりする店>については、^{れす}レストラン等 ^あの ^{じかん}開けている時間を ^{みじか}短くする ^{ねが}お願い(国の法律(第31条の6第1項)と ^{さけ}お酒を ^だ出すために ^{みせ}店が ^{まも}守らなければいけない ^{ねが}こと ^{おな}のお願い(国の法律(特措法第24条第9項)と同じ。